

平成25年7月13日
部員各位

明治大学雄弁部
経営学部3年 高岡瞭

資本主義と自由 ～構造改革のバイブル～

文明の偉大な進歩が権力を一手に握る政府の下で生まれたことは、未だかつてない。建築も絵画も、科学も文学も、工業も農業も、そうである。コロンブスは、専制君主からいくらか資金援助を受けはしたが、議会で命じられて新航路を探しに行ったわけではない。ニュートン、ライプニッツしかり、アインシュタインしかり、そしてボア、シェークスピア、ミルトン、パステルナーク、ホイットニー、マコーミック、エジソン、フォード、ジェーン・アダムス、ナイチンゲール、シュバイツァー……。知の新しい地平を切り開き、文学の新しい境地、技術の新たな可能性を開拓し、あるいは苦しむ人々を救ったこの偉人たちの中で政府に命令されたという人は一人もいない。偉大な業績を生み出したのは個人の才能であり、大勢に逆らって貫き通された不屈の意志であり、そして個性や多様性に寛容な社会であった。

——序章より

アベノミクスの3本の矢の3本目が成長戦略であり、構造改革をどれだけ行うかにかかっているとされる。そのようななかで、構造改革の先の社会とは何かということを変更して問い直す必要がある。それがミルトン・フリードマンの『資本主義と自由』である。本レジュメでは『資本主義と自由』エッセンスをまとめるとともに、全項目を網羅的に載せたため分量が多くなってしまった。

本書に述べられているのは政策の結果から翻って政策の妥当性を評価する帰結主義的なものがほとんどである。一般的には、義務論や自然権論を根拠とするものは正当性の付与がより一層される。とは言えフリードマンは帰結主義的リバタリアンに分類されるのであるが、今までに多くの人の心を動かした。かく言う私もその1人であり、その経験を皆さんにしていいただければ幸いである。

本レジュメの構成は以下の通りである。

- 第1章 経済的自由と政治的自由
- 第2章 自由社会における政府の役割
- 第3章 国内の金融政策
- 第4章 国債金融政策と貿易
- 第5章 財政政策
- 第6章 教育における政府の役割
- 第7章 資本主義と差別
- 第8章 独占と社会的責任
- 第9章 職業免許制度
- 第10章 所得の分配
- 第11章 社会福祉政策
- 第12章 貧困対策

結び

以上の通りである。

参考文献

ミルトン・フリードマン
『資本主義と自由』(2008)
日経 BP 社



第1章 経済的自由と政治的自由

政治と経済には密接な関係があり、政治体制と経済体制の可能な組み合わせは限られている。特に、ある社会が社会主義を奉じている場合、個人の自由の保障に関して民主的とはなり得ないことを論証する。

第1節 自由な社会のための経済の2つの役割

第1に経済体制の自由は広義の自由の構成要素であるから、経済上の自由それ自体が1つの目的となる。例えば、2次大戦後イギリス人はアメリカで休暇を過ごすことは許されなかった。それは為替管理のためである。一方アメリカ人はロシアで休暇を過ごすことが許されなかった。こちらはイデオロギー上の問題のためである。他にも、所得の10%を政府運用の年金の積み立てに充てるよう法律で強制されているアメリカ人はその分の個人の自由を奪われていることになる。自由市場の否定は自分のもっているものを自由に交換することを否定することであるため自由の否定である。故に経済的自由はそれ自体として守られるべきものである。

第2に権力の集中と分散に影響を及ぼすため政治面の自由を実現する手段として経済的自由が求められる。集産主義や社会主義などのように経済へ国家が関与するようになると、土地や生産手段を国家が管理するようになる。このような国家統制は個人の経済的自由のみならず政治的自由を奪う。例えば、戦後イギリスでは雇用統制令が実施されようとしたが、発効後短期間で撤廃された。なぜなら、直前で政策転換がされていたからである。もしこれが完全に実施されていたら、国家が個人に職業を割り振ることになっていた。実際に、計画経済の実行が個人の重要な権利と衝突する場合に権利を捨ててまで遂行しようとする市民はまずいない。この場合は、職業の自由は労働市場が自由であるから達成される。

第2節 市場は経済的な自由を与える

国家における利害調整は2つの手段のどちらかでなされる。第1に、強権を発動して上から命令する全体主義国家のやり方である。第2に、個人が自発的に交換し助け合う市場のやり方である。自発的協力を通じた調整が可能なのは、双方が十分な情報を得た上で自発的に行う限り、経済取引はどちらにも利益をもたらすという基本的な了解が存在するからである。交換の自由がある限り買い手は売り手を、売り手は買い手を、自由に選ぶことができる。このような市場を維持するためには、「ゲームのルール」を決める議論の場として、また決められたルールを施行する審判役として政府は必要である。とはいえ、市場によって政府のゲームへの関与は最小限になる。政治は多数に従わせる結果になりやすいのに対して、市場は多様性に寛容で、個人の自由が達成されやすい。

第3節 市場は政治的な自由を守る

自由社会には社会体制の大胆な変革を主張し、宣伝する自由がある。資本主義国家で社会主義の導入を主張するのは容易である。それは、社会主義国家で資本主義の導入を主張することの困難さから明らかになる。社会主義国家において、大衆に呼びかけようと集会を開いたり、パンフレットを配ったり、ラジオの放送時間を買うにしてもすべて国営のものであり、反体制的なことをそもそも排除しようとする。それが資本主義国家では、すべてが民間であるために政治的イデオロギーによって市場が拒絶することはないため、自由に色々な活動ができる。

実際にチャーチルは 1929 年～1939 年下野しており、ラジオ放送からも締め出されていた。なぜなら、国営のラジオ放送はイギリスの独占事業であり、その時の政府にとってチャーチルは「問題の多い」論的だったからである。

他にもアメリカにおけるマッカーシズムである。この時に政府や行政機関内の共産主義者は告発され職を追われた。結局彼らを救ったのは皮肉であるが市場である。もし、雇用主が国家しかなければ路頭に迷うことになる。

第 2 章 自由社会における政府の役割

市場が広く活用されれば、そこで行われる活動に関して無理に合意を強いる必要がなくなる。市場が行われる活動の範囲が広がるほど、政治の場で決定し合意を形成しなければならない問題は減る。そういう問題が減れば減るほど、自由な社会を維持しつつ合意に達成する可能性は高まっていく。とはいえ、市場だけですべてをやっていくことはできない。そこで市場では扱えない分野や、費用がかかりすぎるため政治に委ねる方が好ましいと思われる分野について論じる。

第 1 節 ルールの決定と審判

政府が必要であるのは完全な自由というものがあり得ないからだ。互いの自由は衝突することがあり得るし、そうなったら一方の自由を制限しなければ他方の自由は守れない。となると、自発的な交換を通じた経済活動では、政府がそのための下地を整えることが前提となる。具体的には、「法と秩序を維持し個人を他者の強制から保護する」「自発的に結ばれた契約が履行される環境を整える」「財産権を明確に定義し解釈し行使を保証する」「通貨制度の枠組みを用意する」ことが政府の役割となる。

第 2 節 技術的独占と外部効果

市場でできなくはないが主に技術上の理由から市場ではうまくいかないことも政府にやっってもら方がいいかもしれない。生産者や運営者が一社である方が圧倒的に効率がよいという理由から独占が発生するケースもある。最も分かりやすい例は、ある国なり、地域なりの電話サービスである。これを「技術的独占」と呼ぶ。技術的理由から競争市場が自ずと独占に収斂する場合には、「民間企業が独占する」「政府が独占する」「政府が規制する」という 3 通りのシナリオしかない。この中では変化への対応や、排除の可能性を考えると「民間による独占」がまだましであると言える。とはいえ、技術的条件から国の独占が妥当と言えるケースもあるかもしれない。だが、参入を違法とすることによって独占を達成するのは正当化できない。例えば、郵政事業である。政府による郵政事業の運営を正当化することはできるかもしれないが、他の者の参入を規制することは正当化できない。郵便事業が技術的独占なら、誰が参入しても政府には勝てないはずだ。それを確かめるには自由に参入させればよい。

また、厳密な意味での自発的な交換に法外な費用がかかるか、事実上不可能か、どちらかの場合がそうだ。そして、そこには必ず、独占またはこれに類する市場の不完全性か、外部効果が発生する。その効果への対価や賠償を請求することができない場合である。その最たる例が、川の汚染である。上流の人が汚染した際に、

下流の人は補償してほしくても個人ではできない。とはいえ、外部効果を理由に政府の介入を正当化できるケースとできないケースがある。例えば国立公園である。都市にある公園は恩恵を受けた人は不特定多数であり、料金をとることが難しいため政府の介入を正当化できる。一方でイエローストーンやグランドキャニオンなどの国立公園は入り口の数か少なく恩恵受ける人を特定でき、料金の支払いが可能であるため民間による運営が可能なため、政府の介入は正当化できない。外部効果についてはももとの状態と政府介入のプラス要因とマイナス要因を天秤にかけケースバイケースで判断しなければならない。

第3節 温情的配慮

自由は責任ある個人だけが要求できるものである。狂人や子供の自由に正当性があるとはいえない。狂人の面倒を見ることや、子供を義務教育によって責任ある個人へとしていくことは他の人が恩恵を受けることになる。そこには測定しにくい外部効果がある。そのようなことから慈善活動に任せるのではなく政府によってなされることが望ましいと言える。

***14の政策**

以上の原則に照らし合わせて、政府が行うべきではない政策、もし現在政府が行っているなら廃止すべき14の政策を主張した。もちろんこれはごく一部である。

- ① 農産物の買い取り保障価格制度。
- ② 輸入関税または輸出制限。
- ③ 商品やサービスの産出規制。(生産調整・減反政策など)
- ④ 物価や賃金に対する規制・統制。
- ⑤ 法定の最低賃金や上限価格の設定。
- ⑥ 産業や銀行に対する詳細な規制。
- ⑦ 通信や放送に関する規制。
- ⑧ 現行の社会保障制度や福祉。(公的年金機関からの購入の強制)
- ⑨ 事業・職業に対する免許制度。
- ⑩ 公営住宅および住宅建設の補助金制度。
- ⑪ 平時の徴兵制。
- ⑫ 国立公園。
- ⑬ 営利目的の郵便事業の禁止。
- ⑭ 国や自治体が保有・経営する有料道路。

第3章 国内の金融政策

自由経済のために安定した通貨の枠組みを用意することが政府の重要な役割である。これは法と秩序を維持するという政府の役割の一部であるから、政府を活用するのが望ましい。経済の安定に関わる政策の1つの金融政策について見ていく。

第1節 商品本位制

貨幣がすべて品物で成り立つとしたら政府による管理は全く不要になる。通貨供給量は生産条件の変化と需要の変化だけに左右される。とはいえ、実際には商品本位制は信用貨幣¹が発達している。完全に自動的な商品本位制は実現不可能である。

第2節 金融当局の裁量権

1929年10月29日木曜日に始まった株式市場の暴落は以前から投機の高熱を押さえようと実施された、連邦準備理事会による金融引き締めである。実際に1929年8月～30年10月にかけて貨幣供給量を3%減らした。1930年11月には銀行が相次いで倒産し、取り付け騒ぎが起きた。連邦準備制度真価が問われるときであったが失敗に終わった。そもそも連邦準備制度は通貨価値の安定や、大幅な変動を防ぐための権限が与えられていた。当時、現金の供給する権限はあるにもかかわらずそれがなされなかったのである。さらに、アメリカから金が流出していたため法定歩合が引き上げられたのである。これらの政策によって、銀行の倒産と、止めどない連鎖を引き起こしたのである。1931年10月～1932年1月までの半年間で銀行の10行に1行が支払い停止に追い込まれたのである。通貨供給量は恐慌前に比べて33年3月までに1/3減少している。通貨供給を適切に行っていれば、4年で所得が半分以下になることも、物価が2/3になることもなかった。

アメリカでの大恐慌は一握りの人間が一国の通貨制度に強大な権限を振るうとき、そこで判断ミスがあったらどうということになるかを示した。ごく少数の人間にあまりに多くの権限と裁量を与え、その失敗があればほど重大な結果を引き起こす可能性があるとするれば、それは悪い制度である。よって、中央銀行の独立性には反対である。クレマンソーはかつて「戦争は将軍に任せておくには重大すぎる」と言った。この言葉を借りて、通貨は中央銀行に任せておくには重大すぎる。

第3節 金融政策のルール化

このような中で安定した通貨制度を確立するために唯一有望な方法は、金融政策のルールを法制化し、人間の裁量ではなく法律の規定に従った政策運用を行うことである。具体的な中身として、通貨供給量についてルールを決めておくことである。当面は通貨供給量の伸び率を決めておき、金融当局はこれを達成するよう法律で定めるのがよかろう。そして連邦準備制度は、通貨供給量の合計がX%増加するように、毎月の推移、できれば毎日の推移を調整する。このXは3～5%の間が適切だろう。このように通貨供給量にルールを導入し金融当局の裁量を制限することが大切である。

¹ 名目上は一定交換比率で物品貨幣に交換できるという取り決めの下に発行される貨幣である。

第4章 国際金融政策と貿易

国際通貨制度では、異なる国同士の通貨の関係が大きな問題になる。また政府の貿易政策とも切り離しては考えられない。貿易制度は、国際収支に影響を及ぼす1つの手段だからである。

第1節 国際通貨制度と経済的自由

今日のアメリカの経済的自由のにとって最大の危機は、政府が国際収支の問題を「解決する」ためと称して、経済に大々的に干渉しようとしているということである。いま、アメリカはドルと他国通貨との交換を阻むような政策を採用しようとしている。

第2節 アメリカの通貨制度と金

アメリカでの金の価格維持政策の特徴は次の3つである。第1に、国内の生産者だけではなく国外の生産者にも支持価格で支払われる。第2に、その価格で金を売ってよい相手は外国人だけである。国内に買い手がいても売ることはできない。第3に、財務省が金を買うときに払う貨幣は財務省がつくってもよい。とはいえ、政府が金価格を決めるのは自由主義経済と矛盾する。1933年、連邦政府によって金の個人所有の禁止がなされたがこれは金が貨幣の役割を果たせるよう「保存する」ためだと説明されている。このような政策は社会主義国がやっていることと何ら変わらない。

第3節 経常収支と金の流出

経常収支と金の流出は、2つの点で相互に関連している。第1に、銀行の場合と同様、経常収支の悪化がアメリカに対する信用を失わせる大きな原因となる。つまり、ドルに対する信用がなくなり、金で所持しようとする。第2に、金価格の固定は他国通貨に対するドルの価格すなわち為替レートを固定する手段として、また金の流出は国際収支の事前的な不一致を均衡させるメカニズム²として採用されている。

第4節 国際収支の均衡化メカニズム

国際収支の均衡を調整するメカニズム次の4つである。第1に、外貨準備の取り崩しか、外国にドルの準備を増やしてもらうことである。第2に、アメリカの物価を他国よりも押し下げることである。第3に、物価ではなく為替を変動させることである。つまり、政府が固定レートを改変すると決めたときである。この場合は、通貨の切り下げである。第4に、政府による貿易統制や介入である。

第5節 自由市場と変動相場制

自由市場、自由貿易と矛盾しない国際収支の調整メカニズムで現実的なものは変動相場制である。経済活動というものは、貿易も含め状況が予想外に変化する可能性がいつでもあるし、実際にもめまぐるしく変化している。変化というものはいつでも起こりうるのもであって、それは予測不可能だからこそ自由市場がふさわしいのである。ここで肝心なのは、あるときある国で発生した国際収支の不均衡を解決することではない。不均衡

² 為替取引が外国との取引を可能にさせるということ。

が発生すること自体を解決することである。そのために国際貿易に影響する変化にすぐさま自動的に反応して効果を上げられるようなメカニズムを採用すべきである。

第6節 自由な金・為替取引する政策

金と外国為替の両方について真に自由な市場を実現するための措置を次に6つ上げる。第1に、固定価格での金の売却・購入はしないことを明言する。第2に、個人の金保有及び金取引を禁じた現行法を廃止し、金の売買価格について一切の制限を撤廃する。第3に、連邦準備制度は発券残高の25%に相当する金証券を保有しなければならないと定めた現行法を廃止する。第4に、金の積み上がった政府在庫を最終的にはすべて放出すべきである。第5に、他国通貨との間に公定レートを一切設けないこと、為替レートを操作する目的で投機その他一切行わないことを明言する。第6に、IMF加盟国に課されたドルと金の交換比率を定める平価維持義務に反するのでIMFの承認を得ておく³。第7に、アメリカが固定レートで売買する義務を負わされない限り、各国は自国通貨を対ドルで固定する、いわゆるドルペッグを採用してよい。

第7節 貿易統制の撤廃

アメリカは他国と関税交渉をするのではなく、一方的に自由貿易に移行する方がいい。お手本は19世紀に穀物法を廃止した英国である。これを契機に英国は政治・経済面で躍進したが同じことがアメリカに期待できる。次の措置を法制化することが望ましい。一切の輸入割当や数量制限は強制的なものであれ、相手国が「自主的に」受け入れたものであれ、年20%ずつ緩和する。いずれ完全に廃止する。また、一切の関税は、今後10年間で現行税率を10%ずつ引き下げていく。世界に向かって次のように宣言することができる。——アメリカは自由を信奉し、自由を実現する。自由を強制することはできないから、自由を選ぶかどうかはそれぞれの国にお任せしよう。だが、アメリカはどの国とも平等な条件で取引をしよう。アメリカ市場はすべての国に開かれている。売れるもの、売りたいものを売ってよろしい。売って得た代金で買いたいものを買ってよろしい。こうして個人同士の自発的な取引が世界に広く自由に行き渡るのだ、と。

³ カナダの変動相場制の採用を承認されたのでアメリカも可能である。

第5章 財政政策

政府支出のさじ加減で総支出を安定させるという触れ込みにもかかわらず、戦後の国民所得構成項目の中で一番不安定なのが政府支出だという事実は、実に皮肉である。政府支出はいまや経済全体の中で大きな割合を占めているため、連邦政府が景気に重大な影響を及ぼすことは避けられない。したがってまずは赤字の垂れ流しを止め、支出をほどほどに安定させる措置を講ずるべきである。そうすれば他の部門で必要な調整が少なくて済む。

第1節 財政政策のルール

政府予算は民間支出とのバランスをとるために使うべきである。支出の側でバランスをとる必要はない。収入側、すなわち税収の側でもそれは可能である。国民所得が減れば、連邦政府の税収は自動的に、それも国民所得の減少より大幅に減る。したがって財政は赤字の方向に傾く。好景気のときは逆の減少が起きる。これだけでは不十分というなら、景気後退期には減税をして、拡大期に増税をすればよろしい。支出の拡大に比べればましである。とはいえ、以上のことが確実であるとはいえないため、次にあげる財政政策のルールに基づいて運営するべきである。まず、政府予算を立てるときにその年の景気の安定は一切顧慮しないことである。国民が民間より政府を活用しているのはどんなことかだけを考えればよい。税率についても景気を一切顧慮せず、平均的な歳出をカバーできる歳入の確保だけを考える。そして、政府支出や税率の大幅な変動を避けるよう心がける。もちろん、国防予算などいくらかの変動は避けられまい。

第2節 ケインズ批判

財政政策について「税収に比して歳出を増やせば景気を刺激し、減らせば景気を収縮させる」というケインズの理論がある。特にケインズの投資乗数理論⁴は魅力的な理論である。だが、この理論は見せかけだけで、投資効果に影響を及ぼす他の要因が無視されている。そうした要因を考慮すれば、所得は全く増えないケースから乗数効果いっぱいが増えるケースまであり得る。例えば、政府が余分に100ドル投資しても、民間投資が減れば、個人の所得は増えない。また、所得が増えても、物価が上がりれば実質所得の増加は目減りする。ここでは、そうした見落としのいくつかを検討していく。

第1に、政府が何にお金を使うかが問題になっていない。個人が自発的に支払っているものに政府が予算を付けたらどうであろうか。例えば、有料の公園を政府の肩代わりによって無料にしたとしよう。すると管理人は以前と同じ給料をもらうが、それまでお金を払っていた市民の手元にはお金が残ることになる。市民がここで使う対象と予想されるのは公園の入園よりも、もともとは優先度が低いものである。先の乗数効果の例では一部を貯蓄にまわし、一部を消費にまわすことになる。だが実際は、ほかのものはこれまで通り買い続けるが入園料に充てていたお金はそっくりそのまま貯蓄する可能性も考えられる。他にも、政府が道路建設に予算を投じるとする。この道路は政府がやらなければ民間が建設つもりだとする。あるいは、道路ができればその会社のトラックは痛まないのだから修理費が浮くとする。この会社は浮いた資金を道路より優先度の低い用途にそつ

⁴ 投資が増大すると、それが様々な産業の生産や所得、消費の増大をひきおこし、最終的に当初投資額の何倍かの国民所得の増大をもたらすなど乗数効果についての理論。

くり振り向けることはあるまい。この場合、民間の支出が政府に移っただけで、その効果は政府支出の純増分だけである。となると、支出移転を防ぐには、筋の通らない話であるが、民間がやるはずも全くない無意味なこと、例えば穴を掘って埋めるような仕事に政府が金を出すのがよいということになる。このような結論になること自体、そもそも論理に誤りがある明らかな証拠と言えよう。

第2に、政府が投じる予算がどこからきたかが説明されていない。政府が借金をして支出をした場合にはどうなるであろうか。この際に、支出移転はおこらないものとする。そうすると、政府は右手で誰かからお金を借り、左手で誰か別の誰かに渡すのであって、お金の所有者が変わるだけである。単純なケインズ分析では、政府が借金をしても民間の支出には何ら影響を及ぼさないことが暗黙の前提になっている。だがこれは次の2つの極端な条件下でしか起こらない。第1に、国債が既発債よりも高い利回りでなくとも売りさばける場合である。これは、「遊んでいる資金」が国債の買い入れに充てられるので、長くは続かない。それ以外の場合は、利回りを高くしないと新規国債を売ることはできなく、それは金利の上昇を招き支出意欲をそぐことになる。第2に、潜在的な借り手が自分の支出に途方もなく頑固で、金利が上昇しようとも、同じ額を支出し続けることだ。以上の2つの極端な条件のいずれかに当てはまらない限りこの説は成り立たない。

世界各国を対象にした実証研究によると政府支出拡大によって、所得が増える額は平均すると政府支出の拡大した額と同程度である。名目所得は増えるかもしれないが、その分は政府支出に吸い上げられているので民間支出は変わらない。よって税収に対する政府支出拡大は所得押し上げ効果があるとはいえない。

第6章教育における政府の役割

教育への政府の関わりは外部効果と温情的配慮⁵で正当化できる。それらも、基礎教育と、職業訓練や専門職教育とでは持つ意味が違うため政府の介入の根拠が2つの分野で異なっている。結果としてずいぶん違った性質の介入が正当化されている点に注意しなければならない。

第1節 基礎教育

民民主的で安定した社会を実現するためには、市民が最低限の読み書き算術を身につけること共通の価値観が広く根付くことが必要である。教育はこの両方に寄与する。ということは子供の教育は社会に利益をもたらすのである。どんな形の教育が最も大きな社会的利益をもたらすか、また社会の限られた資源をどの程度教育に割り当てるべきかは、社会の判断に委ねなければならない。ここでは、その際の問題点を明らかにする。

最低限の学校教育を義務づけることと、この費用を国家が負担することはどちらも学校教育の外部効果を考えれば妥当である。しかし、学校の運営そのものを政府が行うこと、すなわち教育産業の大部分を国営・公営にすることは、外部効果によっても、また他の理由によっても正当化できない。政府は大体において、教育機関の運営コストを直接支払うという形で学校教育に出資している。そして、金だけではなく口も手も出している。だが、両者は簡単に切り離せるはずだ。政府は最低限の学校教育を義務づけた上で、子供1人あたりの年間教育費に相当する利用券、すなわち教育バウチャーを両親に支給する。この教育バウチャーは、公立私立を

⁵ ここでの温情的配慮とは子供など責任能力のない人に対するものである。

問わず政府が「認定」した教育機関で使用することを条件とし、子供をそうした認定校に入学させ、バウチャー券を使う。こうすることで、両親は自分が選んだ認定校で教育サービスを購入する自由が保障されることになる。政府の役割は、学校が最低基準を満たすよう監督することに限る。例えば、最小限共通して教えるべき内容が学習過程に組み込まれているかをチェックする、といったことである。そのため、教育サービス自体を提供するのは、非営利団体でもよいが、営利目的の企業でも構わない。

この制度の批判として階層化が進行するといったものがある。だが、現状において居住地域が階層化しているため、建前は私立に自由に通えるようになっているが、それができる親は限られている。この批判をよく検討して見ると、大都市の黒人地区や低所得層が住んでいる地域の人々は私立には通えない。とはいえ、質の高い公立学校は高所得層の居住地域にあるため公立の学校に通うしかない。そのような状況では、公立学校は機会の均等化から逆の効果を引き起こしている。貧しい家の子が貧困から這い上がるのを阻んでいる。バウチャー制度は私立にも適用されるためむしろこの制度の方が階層化を止めることができる。

バウチャー制度の導入で、学校側ができるだけ多くのバウチャーを集めようと改善に励むようになる。競争原理の導入によって、教育サービスや教員の多様化と質の向上がなされる。

第2節 大学教育

そもそも高等教育に補助金を出すことは若者を良き市民また良き社会の指導者に育てる手段という理由から妥当と言える。ただし、純然たる職業訓練に投じられている補助金は正当化できない。アメリカでは公立学校の授業料は私立に比して安い。それは国からの補助金の違いからであり、私立では深刻な財政難に追い込まれている。このため私立は「不公正」な競争を強いられていると言える。政府が運営する学校からにしか補助金の恩恵を受けられないという現状は正当化できない。どんな補助金も個人に与え、その個人が自分で選んだ学校で使えるようにすべきである。こうすることで、私立と公立は対等なフィールドで「公正」な競争ができ、教育の質的向上にも貢献できる。

第3節 職業教育・専門教育

職業教育をする学校や医師や弁護士など高度な専門職の教育をする学校には、先に挙げた基礎教育が持つ外部効果はない。このような教育は言わば人的資本への投資であり、投資の目的は、人的資本の経済生産性を高めることとなる。この目的が達成されれば市場経済においては教育を受けなかった場合よりも高いリターンを手にすると言う形で見返りが得られる。ということはここでは、自分自身への投資コストは自分で負担し、見返りもすべて自分が受け取るようにすべきだ。とはいえ、ここでの市場は不完全なため、政府が個人に持分投資する仕組みを用意することである。最低基準を満たす応募者全員に、職業教育や専門職教育を受けるための資金を政府機関が貸し付けるか融資を斡旋すればよい。学生は認定校で使うことを条件に、あらかじめ決められた期間にわたって毎年一定額を受け取る。その見返りとして、将来基礎所得を超える所得があった場合、政府から受け取った1000ドル毎に超過所得の一定比率を毎年政府に返済することに同意する。基礎所得は職業教育を受けなかった場合の平均所得に等しく設定し、政府への返済比率は、この融資事業が成り立つように設定する。

現在は資本市場が不完全であるために、医師や弁護士などの専門職に就くための学費のかさむ教育は、裕福

な親か後援者を持つ人でないとなかなか受けられない。そうした人たちは、能力がありながら学費を捻出できない大勢の人を尻目に、ぬくぬくと競争を回避している。これでは富や社会的地位の格差はいつまで経ってもなくなる。今説明した仕組みを導入すれば、資本は幅広く活用され機械の均等が実現し、所得と富の不平等は減り、人的資源の活用も進むであろう。所得の直接的な再分配は対処療法に過ぎず、競争を妨げ、投資意欲を削ぐが、この方法はならば競争を活性化させ、意欲を刺激し、不平等の原因を取り除く効果が期待できる。

第7章 資本主義と差別

差別をする人はその代償を払わされる。つまり「差別の結果」を「買う」羽目に陥るのである。差別とは所詮は受け入れ難い他人の「好みに」他ならない。黒人と働きたくない、黒人の作った製品を買わないというのは、自分で自らの選択肢を減らして余分なコストや受けることになる。

第1節 公正雇用慣行法 (FEPA)

アメリカの多くの州で、公正雇用慣行委員会が設置されている。この委員会の役目は、人種、皮膚の色、宗教を理由とした雇用上の「差別」を取り締まることだ。だが、公正雇用慣行法は個人の自発的な雇用契約を取り交わす自由を明らかに侵害している。ここでは、黒人を毛嫌いする地区で営業している食料品店を例にとって考えてみる。このうち一軒で店員を募集しところ、基準を満たす最初の応募者が黒人だったとする。そして、そういう応募者を雇わなければならないと定めた法律があるとする。法律に従うとお客が減り、店の損失となる。とはいえ、これはその地区の消費者の好みのものであって、店主の好みではない。公正雇用慣行法の支持者は個人が自発的に雇用契約を結ぶ自由に干渉しても構わないのである。理由として、労働生産性が同じにもかかわらず、差別は特定の人種や宗教団体に属する人の雇用機会を狭め損害を与えていると言うのである。とはいえ、このことは逆のこともいえる。つまり、差別対象を救うことでそれ以外の人が損失を受けているのである。それに加え、損害の種類を甚だしく混同している。損害は脅迫など強制によるものと、自発的な強制によらないものである。政府が介入すべきなのは、強制的に損害を被ったものに対してであり、雇用契約など自発的な契約など強制によらない損害には介入すべきではない。

第2節 労働権法

アメリカでは、一部の州でいわゆる労働権法が制定されている。組合加入を雇用条件にすることを禁じる法律である。これは雇用契約の自由に干渉するものである。組合に関しては、組合不加入を雇用条件とするイエロードッグ契約、雇用する際に組合員であることを雇用条件としないオープンショップ制、組合加入を雇用条件とするクローズドショップ制などがあるが、これらは福利厚生や給与などと同じように雇い主が労働者のニーズに合う魅力的な条件を勝手に用意しているのだ。そこに国が介入すべきではない。

第3節 学校教育における人種分離

政府が学校教育において人種分離か人種融合を施行せねばならないということだ。とはいえ、自由主義の立場からいえば、政府による学校運営をやめ、子供を通わせる学校を両親が自由に選べるようにすることである。

そうすることで、人種融合を掲げる学校が当たり前になり、向上心溢れる優秀な黒人の子供が選べる学校が大幅に増えることは間違いない。この問題は政治の場で決めるのではなく、市場に任せることで一方が望むものを他方が与えるという具合に自発的協力を引き出す。

第8章 独占と社会的責任

自由社会で独占が発生すると、2種類の問題が起きる。第1に、個人の選択の幅が狭まり、自発的な交換が制限される。第2に、独占者のいわゆる「社会的責任」が問われることになる。次からは独占の実態、独占の原因、政府の施策、社会的責任について見ていく。

第1節 独占の実態

独占には産業の独占、労働の独占、政府が関与する独占の3つがある。まず、産業の独占であるがこれは経済全体から見ればさほど重要ではない。実際に独占についての研究によると、全産業のうち15%程度が民間による独占である。その研究によると政府によって運営・監督されているのは25%である。残りは実質的な競争状態であるとする。

次に、労働の独占であるが、労働組合についてはそこまで影響力があるとはいえないが、賃金を本来市場で決まるはずの水準から大きく乖離させることには大いに力を発揮している。分析によると、労働組合の力で労働人口の10~15%の賃金が10~15%引き上げられると、残り85~90%の賃金水準は4%押し下げられるという推定に達した。ある職種なり産業で組合による賃上げが成功すると、そこでの雇用は必ず減ることになる。その結果、他の職種や産業で賃金水準が押し下げられる。しかも組合はもともと賃金の高い層で力が強いのがふつうである。要するに、労働組合は雇用を歪めてあらゆる労働者を巻き添えにし、ひいては大勢の人々の利益を損なっただけではなく、弱い立場労働者の雇用機会を減らし、労働階級の所得を一段と不平等にしてきた。

最後に、政府が関与する独占であるが、その中でも問題が民間企業が政府を利用してカルテルや独占を取り決め、実行していることである。例として、テレビ放送などを一手に握る連邦通信委員会（FCC）、航空会社監督の民間航空委員会（CAB）、連邦準備理事会（FRB）などである。これらが、規制や価格を設定することで自由な競争を阻害するものである。

第2節 独占の原因

独占の原因は技術的要因、政府の直接間接の支援、談合の3つである。まず、1つ目の技術的要因であるが、これは電話や水道などごく限られたものになる。これらは、第2章で述べたように民間による独占がまだましである。それは状況の変化に即座に対応できることと、代替品や代替手段が存在することが予想以上に多いからである。

2つ目の政府の支援であるが、直接的なものと同接体なものがある。直接的なものについては先に述べたので間接的なものを取り上げる。これについては、もともとは他の目的で講じられた措置だったのが、意図せぬ結果として潜在的競争者が排除され既存企業が守られているケースが多い。その例が、関税、税構造、労働争議法である。まず、関税は国内産業を「保護」し、潜在的な競争者に不利な条件を押しつけ、個人の自発的な

交換を妨げる。自由主義者が問題にする単位はあくまで個人であってそれは国内外問わず、自由を侵害していると言える。次に、税構造であるが、ここでの問題は個人所得税とキャピタルゲイン課税の特別扱いである。例えば、企業利益の100万ドルを株主に配当した時、株主の100万ドルは所得税の対象となってしまう。しかし、ここで、企業が100万ドルを設備投資に使ったとすれば、企業価値を高めることになる。そこで、株主はじっくり待ってから株価が上がった後で売りに出すと払うのは所得税よりも安いキャピタルゲイン課税だけで済むのである。こうした税構造のため、株の保有を続け、配当で新規の株を買うことはなく、企業にとっても内部留保や生産性の低いものに設備投資をするなど資本の浪費をしてしまう。こうした事情から既存の企業の方が新規参入企業よりも有利になる。最後に、労働争議であるが、労働組合による独占は職業免許や建築条例がそれにあたる。また労働組合には反トラスト法の適用除外や責任の制限などの特例が認められていることも独占の要因となってきた。

3つ目の談合であるが、民間企業による談合である。アダムスミスは「同業者が集まれば、たとえ楽しみや気晴らしのための集まりであっても、結局は毎回の如くに世間を欺く策略の話、つまり値段を吊り上げるうまい手はないかといった話になるものだ。」と述べている。とはいえ、政府の手を借りられない限り壊れやすく長続きしないのである。さらに価格のつり上げは、他からの参入も許すことになりかねない。アメリカではこうした談合を禁じる反トラスト法があるが、ヨーロッパでは販売協定は合法とされており、カルテルが多く、長続きしている要因となっている。

第3節 政府に望まれる施策

直ちに政府は独占を後押しするような措置をやめるべきである。だがこれだけでは足りない。独占を根本から防ぐために税制改正をすべきである。まず、法人税の廃止である。さらに、企業の利益で配当にならなかったものも株主の所得税の申告対象にするべきである。これによって株主は自分で別途投資をするより、企業の投資効果の方が高い時の方しか企業は再投資できなくなる。これは、資本市場や企業活動を刺激し、競争を活性化させる。

また、累進制も問題である。累進が強いと税金逃れをしたくなるものだ。税の回避行動は無駄なことで資源の効率的な活用を阻むことになるので、累進制を緩和するとともに、税回避を促す要因を取り除く必要がある。

第4節 企業と労働組合の社会的責任

最近企業に「社会的責任」を果たすべきと言ったことがいわれるが、市場経済と言うもの根本的に見誤った主張だといわざるを得ない。市場経済において起業が負うべき責任は、公正かつ自由でオープンな競争を行うというルールを守り、資源を活用して、利潤追求のための事業活動に専念することだ。経営者にとっての責任は株主利益の最大化であり、それ以外の社会的責任を引き受ける傾向が強まるほど、自由な社会にとって危険なことではない。仮に、物価上昇を押さえることが企業の責任としていわれるがそのために、価格と賃金を押さえるとどうなるか。品物と労働力は不足し、生活に多大な影響を与えることになる。行きつく果ては配給や計画化ということにもなりかねない。現代の企業では所有と経営が切り離されているといわれるが、それが完全に切り離されると、所有者におかまいなく好き勝手する組織になってしまい、そこに社会的責任という考えが広まれば、個人の利益追求は無くなり、社会への奉仕といえるようになる。それは自由社会の本質を脅かすことに

なり、個人の自由が奪われ全体主義へと向かう第一歩といわなければならない。

第9章 職業免許制度

中性ギルド制に崩壊は、ヨーロッパで自由が誕生するために欠かせない第一歩であった。その後、誰もが自由に好きな職業につけるようになった。ところが最近それが退行している。そもそも個人が自分の資源を好きなように使う自由がこのように制限されるのは、それ自体由々しきことであるが、そのほかにもさまざまな問題が出てくる。次からは職業免許制度一般に論じて、具体例として医師免許の問題を取り上げる。

第1節 経済活動に対する政府規制

政府は経済活動に様々な条件をつけ広く規制を行っている。関税、独占禁止法、輸入割当、生産割当、ユニオンショップ制などはどれも個人間の取り決めの条件を政府が決めているのである。これらの制度に共通するのはいずれも生産者を守るための措置である。職業免許制度によって守られるのは生産者側であるが、その際にいわれる決まり文句は公共の利益を守るということである。それは事実とは違い、生産者は消費者に比べて徒党を組んで政治的な力を持ちやすいというのが本当のところである。さらに、免許の審査にもほぼ当の職業に就いている人が関わっている。それは専門的なことを知っているのが彼らしかいないので当然である。ゲルボーンによると「今日アメリカにある免許認定委員会の75%は対象となる職業で免許を取って開業している人だけで構成されている。」ということである。こんな風だから免許制度では本質的には中世のギルドと同じような規制が行われていることになる。となるとこの国では個人が自分の望むことをする自由がすでに重大に侵害されている。

第2節 免許制度の問題点

職業規制には3つの段階がある。それは、職業に従事する際に登録をする登録制、ある人がある技能を備えていることを政府機関が認定する認定制、監督当局から免許を取得しないとその職業に就くことができない免許制度。これらの3つの妥当性について見ていく。

第1に、登録制であるが、これは個人情報の把握、徴税、消費者を不法行為から守る手段などの観点から役に立つ。銃に関する登録制、特定品目に関する売上税の聴衆、タクシー運転手の登録などがそれぞれに対応する。

第2に、認定制であるが、これに関しては正当化が難しい。なぜなら、市場でも十分その機能が果たせるからである。市場には様々な分野で民間の検査機関や認定機関があつて、個人の能力なり製品の品質なりを保証してくれる。とはいえ、民間の認定サービスは料金を払う人がいても商売にならない場合が意外に多いと考えられる。それは情報のフリーライダーが現れるからである。となると外部効果の考えから認定制も政府に任せるのが妥当であると言える。

第3に、免許制であるが、免許制度は個人の自発的契約を結ぶ権利を侵害しかねないので正当化が難しい。ここで考えなければならないのは温情的配慮ではなく、あくまでもメリットとデメリットであり、外部効果があれば自由主義者も認めざるを得ないのである。この観点から医師免許について述べるとすると、医者が治療

を誤って伝染病を広めることになるとう関係の人にも害が及んでしまう。となると医師は能力のある人に限るべきというようになる。これなら正当化できるのである。

以上がそれぞれの制度を正当化し得る根拠である。3つの制度を導入したときに発生する社会的コストは排他的となり、独占の可能性があるということである。その点において、認定制はましである。仮に、資格認定を受けた人が新規申請者を厳しく審査したとすると、有資格者と無資格者の間に料金格差が大きくなり、経済的にはサービスに対する需要弾力が大きいので、無資格者を利用する人が増える。さらに、温情的配慮を根拠に免許制を主張する人は認定制に当てはまる。市民が腕のいいかどうか判断できないので免許制であるべきというのは、認定制でも変わらない。その上で、無資格者を利用するなら個人の勝手である。

第3節 医師免許制度

まず米国医師会（AMA）はアメリカの産業別組合の中でおそらく一番力が強い組織である。その医師会は医学大学院と免許制度を牛耳っているため⁶段階で参入を規制している。実際に、参入規制に関しては適正所得の確保と医療倫理の維持であると理事が公言している。

医師免許制度を否定する上でこれから、質の向上という観点から論じていく。そもそも参入障壁によってそれを回避しようとする。それが整骨や指圧といった抜け道である。今度は整骨や指圧が免許制になり参入を制限するようになった。これらは参入制限がない場合より質が下がってしまう可能性が高い。参入制限については医師の本来の必要数を下回り、医療行為の総量が減ってしまう。数が少ないことはそれが重要でない仕事にも正規の医師の時間がとられることを意味する。また参入制限自体が画一化された手段を生み出しているに過ぎなく、現状を当然と見なし、特定の権威に従い、進歩が起りにくく、研究や実験に割く時間が、意欲が失われることで、質の低下を招くのである。最後に、医療過誤を起こしても賠償を払わなくて済むケースが多いのである。これは証言次第では認可病院で働けなくなると思えば、不利な発言をしないので、医師会の設置する調査委員会のメンバーに託されることになるが、同業者の擁護になる傾向がある。

以上を考慮すると、免許制は医療の量を減らし、質を低下させていると結論せざるを得ない。いい医者かどうかを見分けるのも自由と責任の下で行われているからこそ判断ができる。市場においてははで何が一番いいかを選ぶのは消費者であって決して生産者ではない。

⁶ 米国医師会に所属する医学教育病院審議会があり、そこが医学大学院の認可を行い、全員医師で構成されている免許審査会に影響を及ぼしている。

第10章 所得の分配

20世紀に入ってから欧米では、集産主義や社会主義的な傾向に心情的に同調する動きが見られた。そこで、次の2つのことを問いたい。第1に社会のあり方として、平等を目的とする政府の介入はどのような根拠から正当化できるか。第2に、現実の社会において、実際にとられた政策にどの程度の効果があったのか。

第1節 分配の根拠

「各人へは、それぞれが所有する手段を使って生産したものに依じて」——市場経済における所得の再分配の根拠の原則がもしあるとしたら、これになるだろう。生産に応じて払われるべきとする資本主義と、平等を重視する社会主義はある意味で両立する。本当の意味で結果を平等にするなら、生産に応じて対価を払えばよいのである。熱心な人と怠けている人の対価は市場を通じて違わなければそれこそ不平等である。これは楽な仕事と、過酷な仕事でもし支払われる対価が違わなければならないのと同じである。

各人を平等に扱うということは各人の好みを満足させることだともいえる。例えば、宝くじを大量に買うということは、所得に大きな差がつくという不平等が生じる。その中で各人は不確実性に賭けているのである。そこで再分配をすることはそもそも宝くじを買うことを否定している。これは職業の選択でも同じである。俳優と公務員では安定やリスクが違う。となると現在の不平等の多くは各人の好みを満足させようとする様々な仕組みがもたらした結果である。つまり、生産に応じて払われることによって生じる所得の不平等は、格差を均す格差が作用したか、不確実性に対する好みを満足させた結果であることが多い。

相続に関してであるが、親からすばらしい才能を得てそれで巨万の富を得ると、親が子供のため小さい頃から英才教育をして子供が将来収入を増やすようにすると、相続で莫大な財産を残すことを比べてみる。その中でも特に、財産に対してはけしからんとし、多額の相続税をとろうとするが、そもそもこれらには一切の差異はない。故に子供に富を譲ることのみを認めないのはつじつまが合わない。

人間は口先では「運」よりも「実力」の方に価値を置くが、実際には運による不平等の方が、実力による不平等よりも受け入れやすいのである。競馬で儲けた人と、出世で昇級した人を見たとき不快に思うのは後者の方である。運は人を選ばないが、実力は相対評価で選ばれたものだからである。

第2節 生産に応じた所得再分配が果たす役割

市場経済では、生産に応じて払われることが前提になっているために、強制によらない効率的な資源配分が成立する。この前提は社会に受け入れられている。マルクスは、労働者は搾取されていると主張した。なぜなら「あらゆる生産物をつくったのは労働者だが、労働者にはその一部しか払われていない。」からだという。ここには資本主義社会の前提が含まれている。生産に応じて払われるはずが、実際にはそうならないから搾取なのである。翻って社会主義の前提は「各人へは必要に応じて、各人からは能力に応じて」である。とはいえ、マルクスの主張は2つの点で間違っている。第1に、動員されたすべての資源がもたらす生産物の合計と、生産に付加された量とが混同していること。第2に、労働者の内容が変質していること。資本を生むのは労働であり、それは現在と過去の労働者によってなされた。しかし、対価は現在の労働者にしか払われていないので、過去の労働者は搾取されたということになる。だが、過去の労働者に見返りを与えるのは困難である。

生産に応じた分配を行う市場は資源の効率的な配分の他に、政府への権力集中の打ち消しと強制によらない

協力を出現させる。

第3節 分配の実態

生産に応じて払う資本主義社会は格差を生み出しやすいと思われがちだが、実際の状況を広い視点から検討してみる。資本主義が進んだ国では資本運用による所得は小さく、労働の提供による所得が大きくなる。まだ資本主義が進んでいない、エジプトやインドでは総所得の半分が不労所得である。アメリカにおける不労所得は1/5に過ぎない。統計データを見るとときには短期的な格差と長期的な格差を区別しなければならない。例えば、流動性が高い社会と低い社会では、所得の変動は前者の方が大きい。前者の不平等は絶え間ない変化や社会の流動性や機会の平等の結果であり、後者の不平等は固定化された身分制や階級の結果となる。

第4節 所得再分配政策

所得の分配を変えるためによく使われるのは、累進制の所得税と相続税である。これらの税率は名目上は極めて高く、累進性もきつい。だが、それらの効果である結果の平等は打ち消されている。それは税の負担者にとって、高い税がかけられる行動をとらせないことと、税の免除や控除、優遇税制など税の回避のための手段がとられるようになったことに由来する。これらによって、税を逃れたりし、実際の課税は名目より低い水準となっている。そのために、累進課税による資源の無駄遣いと不平等という高い代償がとられている。そのような抜け穴を用意するよりも名目税率を大幅に引き下げあらゆる所得の源泉に広く平等に課税するべきである。累進性が不平等を是正できない理由はもう1つある。それは、資産をすでに築いた人にとって資産より上の収入に対しての課税は資産を減らしはしない。よって資産を維持する方向へと向かわせる。だが一方で、資産を築こうとする人は、巨額の利益を上げ、それを再投資することで資産を築くが、累進課税によってそれがそれを妨げてしまう。とはいえ、税の抜け穴がその影響の大半を打ち消すのであるが。

累進課税がいいか悪いかを判断する際に税の目的を2つに分けて扱うべきである。第1は、政府が行うと決まった事業の資金を調達するための税である。それは受益者負担の原則や社会の公平を考えても多少の累進制が必要であるが、現行の最高税率を正当化はできない。第2は、所得の再分配のための税である。これは強権でもってAからBに与えるあからさまな例であって個人の自由に真っ向から反対する。

以上の点を勘案した上で個人所得税として最も望ましいのは基礎控除を上回る所に対する一律税率の適用である。その際に、税の免除、控除、優遇税制は一切廃止されるべきである。もちろんここには第5章で述べた法人税の廃止なども含まれる。基礎控除を持たせることが一種の累進性を持たせることと、高所得者の負担が多くなることがあるが、それは受益者負担の原則からすれば不当とはいえない。現行の所得税の税率は20～91%に設定されているが様々な抜け穴で人によってばらばらである。そこで現行と同じ税収を得るには23.5%の一律税率を適用すればよいのである。これを実行すれば次の3つの理由から税収が増える。第1に、節税など社会的にマイナスなことが減ること。第2に申告する所得税を隠す脱税行為が減ること。第3に、勤労意欲が無くならず済み、資源が有効活用されること。

そもそも所得の分配を変えるには、税金ではなく、独占、関税、教育の機会の不平等、などが根本の原因であり、そちらの方が是正が重要である。

第11章 社会福祉政策

平等を重んじる心情的傾向は社会保障という名の下で数多く策定された。ここでは、まず社会保障以外の政策を取り上げ、これらの政策の効果が当初の意図からどれだけはなれているかを検証していく。続いて社会保障プログラムの中で最も比重が大きい老齢・遺族年金を詳しく取り上げる。

第1節 社会保障政策以外の福祉政策

以下では現在とられている3つの政策について見ていく。

第1に、公営住宅である。公共住宅を供給する根本的な理由は低所得者の援助である。であるなら、資金による援助が役立つと考えられ、住宅を供給する根拠はない。さらに公共住宅は貧しい人々の住宅事情を改善するどころか悪化させている。その理由として、公営住宅を建設するために撤去された住宅の数は新しく建設された住宅の数よりもはるかに多い。ということは、住宅の数は足りなくなり、入居できない人の問題はさらに深刻化した。もう1つの理由は、公営住宅は利用者は事情がある家庭に限られており、家庭に何らかの問題を抱えている。それらの子供たちが同じ地区に集中することや、学校に通うことで、犯罪や学校での不祥事など様々な問題を引き起こしている。もし現金支給であれば、同一の地区に集中することはなかったであろう。

第2に、最低賃金法である。国は最低賃金を定めることはできるが、それまで最低賃金以下で雇っていた労働者を最低賃金以上で雇うように雇用主に強制することはできない。となると、失業者を増やすことになる。これは、公営住宅と似ていてすでに救われた人は目に見えるが、救われない人は見落とされるのである。最低賃金を支持する人は、利害関係者である。例えば、すでに恩恵を受けている者や南部に脅威に直面し競争を抑えようとしている北部の労働組合と企業などである。

第3に農産物価格支持制度である。価格維持制度では助けが必要な農家を救うことはできない。それは、貧しい農家は出荷量が少なく、自家用が多いので恩恵に与ることができないということ。次に、費用対効果であり、貯蔵費用を考えれば価格支持制度を実施する根拠はない。最後に、政府からの補助金も価格支持制度下で手元に残るお金が農業をやめた時に稼げる量を上回っていればそれだけでプラスになる。ということは生産高維持に資するが、所得の増加には貢献しない。この制度による代償はというと、消費者の税負担と価格支持による高価格の農産物を購入させられること、農家が政府から干渉されること、農産物の高価格を維持するために輸入割当に影響し、外交政策の足を引っ張っていることが挙げられる。

第2節 老齢・遺族年金

老齢・遺族年金は、幅広い階層に対する指定年金への強制加入、指定年金を政府から購入、所得の再分配の3つの要素から成り立っている。これらを組み合わせる必然性はない。次からはこの3つの要件が妥当と言えるのかを検討していく。

第1に、所得の再分配である。分配の形式としてまず、プログラムの加入者から別の加入者への分配がある。これは、貧富の格差関係なく高齢者は若い加入者から年金と言う形で支給されるのである。負担する側は仮にその人が貧しくとも一律の税率を給与から源泉徴収されている。もう1つは、一般の納税者から受給者への分配である。これは、年金プログラムが完全な独立採算では立ち行かなくなる危険性がきわめて高いために行われている。仮に補助金が必要だとしても、一般の納税者から徴収した税金をある年齢に達成したという理由だ

けで富める者や貧しい者すべての人に提供する理由はない。これは裁量的な再分配にほかならない。

第2に、年金事業の国営化である。そもそも年金事業を国が行う理由はない。規模の経済ということがあるにしても、民間と競争して良いサービスを提供できるところから買わせればよく、強制して買わせる理由はない。個人には選択の自由があり、民間企業が顧客の争奪戦を繰り広げれば、年金商品の内容は改善が進み、様々なニーズを満たすことができる多様なサービスが提供できる。

第3に、年金の強制加入である。これは所得の一部を削って老後に年金を買うよう強制するのは是か非か。ここにおいて、温情的配慮を正当化し、慈悲深くすることは独善的で、独裁的である。人には利他的生き方でもってお金を使い、貧しい老後を過ごす自由もある。とはいえ、将来の備えを怠る人がおり結果として社会の世話になる人が大勢になったときには、強制加入は正当化され得る。とはいえ、この議論は世界恐慌時になされた議論で、それがこの制度の導入につながった訳だが、現在ではそれは正当化できない。強制加入は国民全員が所得のかなりの割合について自由に使う権利を奪われている。

第12章 貧困対策

いろいろな意味で最も望ましい貧困対策は、慈善活動である。19世紀後半の英米両国で、民間の慈善団体や制度が飛躍的に充実したのは注目に値する。いまでは政府の福祉事業が拡大し、民間の慈善活動は縮小している。これは政府事業の拡大に伴う大きな代償の1つと言えよう。但し、寄付行為がもたらす恩恵は他の人にもおよび、外部効果があるため政府の関与が妥当である。

第1節 負の所得税

貧困を減らすのに政府が関与する場合、すべての国民の生活水準に下限を設ける政策である。あとは貧困救済に「いくら」「どうやって」出すかを決めればよい。「いくら」の方は特別目的税を設けて国民が払ってもいいと思う税率を決めればよからう。ここでは「どうやって」の方を検討する。その際に必要なのは2つある。第1に、貧困を減らす目的だけのプログラムを用意すべきである。現在の農業プログラム、関税、免許制度などは特定の職業層、年齢層、組合などを救うものであってどれも失格である。第2に、市場を歪めてはならない。この点で、価格支持制度、最低賃金、関税なども落第である。

以上の要素を満たし望ましいのは「負の所得税」である。現在、連邦所得税は納税者1人当たり600ドルの基礎控除および、10%の一律控除がある。所得が基礎控除を上回る場合、すなわち課税対象所得が100ドルの場合にはこの分の所得税を払わなければならない。一方所得が基礎控除を100ドル下回る場合、すなわち課税対象所得がマイナス100ドルの場合には負の所得税を払う。負の所得税を払うとは、補助金をもらうということである。所得税とは別に定めた負の所得税率が50%の場合には、50ドルを受け取る。全然所得がない場合では基礎控除を600ドル下回るので300ドル受け取ることになる。もしも控除対象になる医療費がかさみ、これを差し引くと基礎控除前の段階ですでに所得がマイナスになる場合などには、300ドル以上受け取る可能性もある。最低所得水準は社会がどの程度補助金を出せるかによって違ってくる。

負の所得税によるメリットを6つ列挙する。①貧困の救済のみが目的であること、②使い勝手のいい現金での補助であること、③特定集団に対してではなく汎用的であること、④社会が負担するコストがはっきりとし

ていること、⑤市場を歪めることはないこと、⑥稼ぐインセンティブを与え自助努力を完全には失わせないと。

1961年時点で下から20%の層の所得を補い、残り80%の最低所得まで引き上げるプランなら、現在の社会保障予算の半分で済むはずだ⁷。

第2節 自由主義と平等主義

自由主義思想の根本には個人の尊重がある。自由主義では各自が自分の考えに従ってその能力と機会を最大限に活かす自由を尊重し、このとき他人が同じことをする自由を阻害しないことだけを条件とする。このことで、ある点では平等を、ある点では不平等を支持することを意味する。だから自由主義者は、権利の平等・機会の平等と、物質的平等・結果の平等との間に厳然と一線を引く。その意味で自由と平等を促進し、市場を強化するような政策こそ自由主義者にとって好ましい。政府の手による貧困や多くの市民にとっての共通の目標を達成する効率的な手段を自由主義者は是認する。但し、自発的ではなく政府による強制に委ねることを残念に思いながら。ここまでは平等主義者も同じであろう。だが、平等主義者はさらに一步を踏み出し、「誰かから取り上げて別の誰かにあげる」ということを認める。これは平等主義者の正義であり、自由と真っ向から対立する。ここでは平等か自由のどちらかしか選べない。この意味で平等主義者であると同時に自由主義者であることはできない。

⁷ 現在のアメリカの相対的貧困率は17.1%である。

結び

ジョン・スチュアート・ミルは次のように述べている。「人間の行為のなかで、人が社会に対して責任を負わなければならない唯一の部分、他人に関係する部分である。自分自身だけに関係する部分においては、彼の独立は当然絶対的である。個人は、彼自身に対して、すなわち、彼自身の身体と精神に対しては、その主権者である。——自由が全体として尊重されていない社会は、その政治形態がいかなるものであろうと、自由ではない。これらの自由が絶対的かつ無条件に存在しない社会は、完全に自由だとはいえない。自由の名に値する自由は、われわれが他人の幸福を奪ったり、また幸福を得ようとする彼らの努力を邪魔しない限り、われわれ自身の幸福をわれわれ自身の仕方でも追求する自由である。」

フリードリヒ・アウグスト・フォン・ハイエクは次のように述べている。「良き社会とは、個人が自らの目的のために自分自身の知識を自由に用いることができる『偉大な社会』を指す。この自由社会における一般福祉とは政府にとって未知である諸個人の目的の追求のために便宜を図ることであり、自生的秩序としての市場秩序の存続のための諸条件を整えることになる。多様な目的すべての相対的重要性に関して合意が得られるのであれば、ルールは必要ないが、互いに相手をほとんど知らない『偉大な社会』においては各自の相対的重要性に関する合意、すなわち何が「社会正義」であるかについての合意がない。そのような社会においては特定の結果の達成を目指すのではなく、諸個人の多様な目的の追求を助けるための諸条件を整備することである。」

自由主義に関する主張はあらゆるところに散見される。それだけ自由という概念が広く受け入れられているからだ。この概念が広まることで、ニュアンスの違いもでてきた。自由主義に関する言葉でも、「ニューリベラリズムとネオリベラリズム」「リベラリズムとリバタリアリズム」では意味が違って来る。

我々が社会問題に取り組むときに、自由主義との壁にぶつかるのを避けては通れない。これらの論に賛成するにしても反対するにしても思想的な研鑽をしなければならない。このような思想に基づいた政策や制度を覆すのは至難の業である。それはそのような概念が人々の精神に染みついているからである。これに対していくら金銭的メリットを提示しても揺らぐことはないのである。よって社会問題を分析するときに単なる損得の分析だけではなく、そこに広まっている思想的なところも見なければならない。そのためには思想的探求をして欲しいと思う。